

岩手県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県監査委員 五日市 王
 岩手県監査委員 川村 伸浩
 岩手県監査委員 五味 克仁
 岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県東京事務所	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県立産業技術短期大学校	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	〃	〃
岩手県南家畜保健衛生所	〃	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
岩手県立農業大学校	〃	〃
岩手県立図書館	〃	〃
岩手県立遠野緑峰高等学校	〃	〃
岩手県立黒沢尻工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢高等学校	〃	〃
岩手県立水沢農業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢商業高等学校	〃	〃
岩手県立前沢高等学校	〃	〃
岩手県立金ヶ崎高等学校	〃	〃
岩手県立岩谷堂高等学校	〃	〃
岩手県立高田高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡東高等学校	〃	〃
岩手県立釜石商工高等学校	〃	〃
岩手県立前沢明峰支援学校	〃	〃
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県大船渡警察署	〃	〃
岩手県遠野警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事項が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。